

# 秋田県立大学生涯学生

## 制度の手引き



# 目 次

1 「生涯学生」制度とは	1
2 「生涯学生」への支援内容	1
3 「生涯学生」登録手続き等	3
4 登録窓口及びお問い合わせ先	4

## 【参考資料】

秋田県立大学生涯学生制度規程	5
様式	7

# 秋田県立大学生涯学生制度の手引き

平成22年 1月18日

この手引きは、秋田県立大学生涯学生制度の概要を説明するものです。制度の趣旨及び手続きを十分ご承知の上、本制度を活用し、有意義な人生を過ごされることを期待します。

## 1. 「生涯学生」制度とは

### (1) 制度の目的

この制度は、秋田県立大学（秋田県立農業短期大学を含みます。）を卒業又は修了した方の一層の能力向上を支援することで、卒業生等の社会への更なる貢献を促進するとともに、向学心あふれる卒業生等の生涯学習ニーズに応え、もって基本理念である「21世紀を担う次代の人材育成」及び「開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」を実現することを目的としています。ここには、卒業・修了後も本学との強い絆を保ち、社会人となっても、本学基本理念の実現のために共に歩んでいただきたい、との強い願いが込められています。

### (2) 生涯学生の有資格者

「生涯学生」となることができる方は、本制度の趣旨に賛同し、生涯学生としての登録を希望する次のいずれかに該当する方で、本学によりその登録を認められる必要があります。

- 一 秋田県立大学学部卒業生
- 二 秋田県立大学大学院研究科博士前期課程又は博士後期課程修了生。なお、博士後期課程においては、単位取得後退学者を含みます。
- 三 秋田県立大学短期大学部卒業生
- 四 秋田県立農業短期大学卒業生

### (3) 登録の有効期間

「生涯学生」として登録された方の有効期間は「2年間」となります。ただし、引き続き「生涯学生」となることを希望する方は、更新手続きを行うことで、さらに2年間の延長が可能です。

なお、この更新に回数の制限はありません。

## 2. 「生涯学生」への支援内容

### (1) 提供メニュー

本学が提供する支援内容は、次のとおりです。

なお、「生涯学生」となることを希望する方は、申込みの時にあらかじめ希望するメニューを選択してください。

また、「本学開講科目の受講」及び「本学教員の指導・助言等」については、受入れ者数に制限がありますので、必ずしもご要望にお応えすることができない場合がありますので、ご了承ください。

生涯学生に対する提供メニュー内容	
<p>本学図書館の利用</p>	<p>次に掲げる日以外の日の本学図書館の利用ができます（利用時間については、時期によって異なりますので、直接図書館にお問い合わせください。）</p> <p>日曜日及び土曜日</p> <p>国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>12月29日から翌年1月3日までの期間</p> <p>偶数月の末日。ただし、その日が、 から までに該当するときは、その日の前においてその日に最も近い休館日以外の日</p> <p>その他図書館が特に必要と認めた日</p> <p>図書館を利用する際は、図書館職員に、本学が発行する秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の提示を行っていただく必要があります。</p> <p>図書の貸出は、逐次刊行物以外のものを3冊までできます。なお、貸出期間は2週間以内です。</p> <p>直接来館できない場合には、国内居住者に限り、資料を郵送で貸出することもできます。必要事項を記入した資料借用申込書に、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の写しを添付し、郵送やFAX等でお申し込みください。</p> <p>返送の際には送料をご負担ください。蔵書の検索は、本学ホームページ「図書・情報センター」の蔵書検索（OPAC）をご活用ください。  <a href="http://www.akita-pu.ac.jp/library/index.htm">http://www.akita-pu.ac.jp/library/index.htm</a></p> <p>図書館の利用については、各キャンパスの図書館に直接お問い合わせ下さい。</p>
<p>本学開講科目の受講</p>	<p>申込みを応諾された後に、次期セメスター開講科目の中から、受講希望科目の選択など、必要な手続きを行っていただきます。年2回（前期開講科目：2月、後期開講科目：8月）本学ホームページ上に掲載しますので、期間内に所定の手続きを行ってください。</p> <p>なお、この講義の受講については、入学検定料、入学料及び授業料の納付の必要はありません。</p>
<p>本学教員の指導・助言等</p>	<p>登録を申し込む際に、あらかじめ指導・助言等を希望する教員を指名していただく必要があります（第3希望まで）。なお、指名することができる教員は、本学に在籍する教授又は准教授に限ります。</p> <p>本学に在籍する教員の情報収集については、本学ホームページ「研究者総覧」をご活用ください。</p> <p><a href="http://www.akita-pu.ac.jp/stic/souran/akita.htm">http://www.akita-pu.ac.jp/stic/souran/akita.htm</a></p> <p>指名があった教員は、指名者の希望理由等を確認の上、諾否を判断します。また、実務上の必要から、指導教員が担当できる生涯学生の人数には制限があります。教員の応諾が得られない場合もありますのでご注意ください。なお、指名した教員の応諾が得られなかった場合は、再度本人の希望を確認の上、調整を行います。</p> <p>指導教員が決定した場合は、その教員に対し、電話、FAX、メール又は直接面談による指導・助言を依頼することができます。</p>
<p>公開講座等の開催案内</p>	<p>本学又は学部で主催する公開講座及び公開講演会の開催をご案内致します。</p> <p>なお、参加する場合等についての必要事項などは、その都度、お知らせします。</p>
<p>本学広報誌の提供</p>	<p>本学が発行する広報誌を、発行の都度、送付します。</p>

## (2) 支援を受けることができる期間

支援を受けることができる期間は、生涯学生として登録後2年間となります。

なお、「本学開講科目の受講」については、開講授業が半年ごとのセメスター制となっていることから、受講できる科目を登録期間内に開始・終了する科目に限りまので、ご了承ください。

## 3. 「生涯学生」登録手続き等

### (1) 登録等手続き

登録に必要な手続き及び登録後に必要な手続きは次のとおりです。

#### 登録の申込み

- ・「生涯学生」となることを希望する者は、秋田県立大学長（以下、「学長」といいます。）に次の書類を提出し、登録の申込みを行う必要があります。
  - 一 生涯学生登録申込書（様式第1号）
  - 二 現住所を確認できる書類（直近の公共料金請求書等の写し）
  - 三 規程第5条第1項第3号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員希望理由書（様式第2号）
- ・なお、登録希望者と本学との連絡・調整は、原則として、メールにより行います。ご自分の連絡先となるメールアドレスの未記入・誤記入がないよう十分注意をしてください。

#### 登録内容の変更

- ・「生涯学生」が、その登録期間内に、登録内容の変更を希望する場合は、学長に次の書類を提出してください。ただし、登録期間は変更することができません。
  - 一 生涯学生登録内容変更申込書（様式第6号）
  - 二 規程第5条第1項第3号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員希望理由書（様式第2号）

#### 異動届

- ・「生涯学生」として登録された後、その住所等に異動があった際には、速やかに、学長に生涯学生異動届（様式第7号）を提出してください。

#### 登録申請の取り下げ

- ・「生涯学生」が、その登録期間内に、登録の取消を希望するときは、学長に生涯学生登録取消願（様式第8号）を提出してください。

#### 登録の抹消

- ・学長は、「生涯学生」が本学の名誉を毀損し、又は、毀損するおそれがあるときは、その登録を抹消することがあります。  
なお、その場合は、その旨を生涯学生登録抹消通知（様式第9号）により通知します。
- ・生涯学生登録抹消通知を受理した者は、そのことについての異議を申し立てることはできません。

#### 登録期間の更新

- ・「生涯学生」は、その期間の満了後も引き続き生涯学生制度の利用を希望する場合は、登録期間が満了する日以前の相応の時期に、学長に次の書類を提出してください。
  - 一 生涯学生登録期間更新申込書（様式第10号）
  - 二 規程第5条第1項第3号に規定する教員指導を希望する場合は、指導教員

## 希望理由書（様式第2号）

### （2）申込み結果通知

学長は、毎月20日までに受理した生涯学生登録申込書について、その適否を判断し、その結果について、原則として翌月1日付けで、生涯学生申込結果通知書（様式第3号）により回答します（登録内容の変更、更新の場合も、原則として同様に行います）。

また、お申し込みの際に希望された本学提供メニューのすべてについて、本学が了承できない場合は、生涯学生としての登録を認めることができません。

なお、登録申込みを行った方（登録内容変更申込書、登録期間更新申込書提出者を含む。）は、本学からの通知結果については、異議を申し立てることはできません。

### 4. 登録窓口及びお問い合わせ先

「生涯学生」としての登録申込みは、本荘キャンパス・秋田キャンパスで、それぞれ受付を行います（秋田県立大学短期大学部及び秋田県立農業短期大学の卒業生の方は、秋田キャンパスで受付を行います）。

お問い合わせに関する対応も各キャンパスで行いますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、連絡先等は次のとおりです。

秋田県立大学学部卒業生（システム科学技術学部）  
秋田県立大学大学院研究科博士前期課程又は博士後期課程修了生（システム科学技術研究科。なお、単位取得後退学者を含む）  
秋田県立大学 教育本部 教務・学生チーム  
所在地：〒015-0055 秋田県由利本荘市土谷字海老ノ口84-4  
TEL：0184-27-2000  
FAX：0184-27-2180  
E-mail：shougaihonjo@akita-pu.ac.jp

秋田県立大学学部卒業生（生物資源科学部）  
秋田県立大学大学院研究科博士前期課程又は博士後期課程修了生（生物資源科学研究科。なお、単位取得後退学者を含む）  
秋田県立大学短期大学部卒業生  
秋田県立農業短期大学卒業生  
秋田県立大学 教育本部 教務・学生チーム  
所在地：〒010-0195 秋田県秋田市下新城野字街道端西241-438  
TEL：018-872-1500  
FAX：018-872-1670  
E-mail：shougaiakita@akita-pu.ac.jp

# 秋田県立大学生涯学生制度規程

平成18年 9月19日  
規程第147号

改正 平成20年 3月19日  
改正 平成22年 1月 6日

## (趣旨)

第1条 この制度は、秋田県立大学(以下、「本学」という。)、秋田県立大学大学院(以下「本学大学院」という)、秋田県立大学短期大学部(以下「短期大学部」という。)若しくは秋田県立農業短期大学を卒業又は修了した者(以下、「本学卒業生等」という。)の一層の能力向上を支援することで、本学卒業生等の社会への更なる貢献を促進するとともに、向学心あふれる本学卒業生等の生涯学習ニーズに応え、もって本学の基本理念である「21世紀を担う次代の人材育成」及び「開かれた大学として、秋田県の持続的発展に貢献」を実現することを目的とする。

## (名称)

第2条 第4条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の登録を受けた者を「生涯学生」という。

## (資格)

第3条 次の各号に掲げる者のうち、本制度の主旨に賛同するものは、生涯学生となることができる。

- 一 本学卒業生
- 二 本学大学院修了生(単位取得後退学者含む。)
- 三 短期大学部卒業生
- 四 秋田県立農業短期大学卒業生

## (登録)

第4条 生涯学生としての登録を希望する者は、別に定めるところにより、学長に登録を申し込まなければならない。

- 2 学長は、前項の申込内容を審査し、生涯学生としてふさわしいと認めた者について、登録を許可する。
- 3 生涯学生の登録期間は、前項の許可のあった日から2年の間とする。
- 4 生涯学生の登録期間が満了する者は、別に定めるところにより、期間の更新を申し込むことができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、生涯学生の期間の更新に準用する。

## (便宜の付与)

第5条 学長は、生涯学生に対して、次の各号に掲げるもののうち、相当と認める便宜を付与する。

- 一 本学図書館を利用(郵送による図書の借用を含む。)すること
  - 二 本学又は本学大学院開講科目を受講すること
  - 三 本学教員による指導・助言等を受けること
  - 四 本学主催公開講座及び公開講演会の開催案内を受けること
  - 五 本学広報誌の提供を受けること
- 2 生涯学生となることを希望する者は、登録を申し込む際において、前項各号に掲げるもののうち、希望するものを選択しなければならない。

(所管)

第6条 この制度は、教育本部長が総理し、教育本部教務・学生チーム及び企画・広報本部企画・広報チームが事務を行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年 1月 6日改正)

この規程は、平成22年 1月 6日から施行する。

平成 年 月 日

## 生涯学生登録申込書

秋田県立大学長 様

秋田県立大学生涯学生としての登録を申し込みます。

なお、生涯学生となった日以降は、秋田県立大学の生涯学生として、大学の諸規程及び諸指示を順守し、また、社会人としての礼節をもって、法令等に違反する行為や大学の品位を汚すような行為は厳に慎み、母校の発展に寄与するように努めます。

## 申込者

- 1 ふりがな :  
 2 氏名 :  
 3 住所 : 〒  
 4 電話番号(自宅) :  
   電話番号(携帯) :  
 5 メールアドレス(自宅) :  
   メールアドレス(携帯) :  
 6 生年月日(西暦) :  
 7 在学時学籍番号 :  
 8 在学時所属 :  
   (学 部)                   学 部                   学科(           年度卒業)  
   (大 学 院)               研究科               専攻(           年度修了・単位取得退学)  
   (短期大学)               学 科               専攻(           年度卒業)

## 9 申込内容

図書館の利用		
開講科目の受講		別途、受講希望科目申込み手続きが必要です(年2回募集します)。
教員の指導・助言		併せて、様式第2号の提出が必要です。
公開講座等の開催通知		
広報誌の提供		原則として、すべての卒業生等にお送りします。

希望する内容の欄に「 」を、希望しない内容の欄に「×」を付けて下さい。

現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)を添付してください。

## 生涯学生に対する提供内容

## 1 本学図書館の利用

- ・次に掲げる日以外の日の本学図書館の利用ができます(時期により利用可能な時間が異なりますので、直接図書館にお問い合わせください)。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

12月29日から翌年1月3日までの期間

偶数月の末日。ただし、その日が、 から までに該当するときは、その日の前においてその日に最も近い休館日以外の日

その他図書館が特に必要と認めた日

- ・図書館を利用する際は、図書館職員に、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の提示を行っていただく必要があります。
- ・図書の出借は、逐次刊行物以外のものを3冊までできます。なお、貸出期間は2週間以内です。
- ・直接来館できない場合には、国内居住者に限り、資料を郵送で貸出することもできます。必要事項を記入した資料借用申込書に、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の写しを添付し、郵送やFAX等でお申し込みください。返送の際には、送料をご負担ください。詳細は様式第5号(裏面)を参照してください。

## 2 本学開講科目の受講

- ・申込みを応諾された後に、年2回(前期開講科目:2月、後期開講科目:8月)受講希望科目の選択などの必要な手続きを行ってください。
- ・手続きについては、その都度、本学ホームページ上に掲載しますので、期間内に忘れずに手続きを行ってください。なお、入学検定料、入学料及び授業料の納付の必要はありません。

## 3 本学教員の指導・助言等

- ・登録を申し込む際に、あらかじめ指導・助言等を希望する教員を指名していただく必要があります(第3希望までできます)。なお、指名することができる教員は、本学に在籍する教授又は准教授に限ります。
- ・指名があった教員は、指名者の希望理由等を確認の上、諾否を判断します。応諾が得られない場合もありますのでご注意ください。
- ・指名した本学教員の応諾が得られなかった場合は、再度本人に希望を確認の上、調整を行います。
- ・指導教員が決定した場合は、その教員に対し、電話、FAX、メール又は直接面談による指導・助言を依頼することができます。

## 4 公開講座等の開催案内

- ・本学又は学部で主催する公開講座及び公開講演会の開催をご案内致します。
- ・なお、参加する場合等についての必要事項などは、その都度、お知らせします。

## 5 本学広報誌の提供

- ・本学が発行する広報誌を、発行の都度、送付します。

## 【注意事項】～申込時等に記載いただく個人情報について～

当「生涯学生登録申込書」に記載されたあなたの個人情報は、本学から登録申込みをいただいた方(及び生涯学生として登録された方)ご本人への連絡や対応管理のためなど、生涯学生制度の実施に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

平成 年 月 日

**指導教員希望理由書**

秋田県立大学長 様

**【申込者】**

(住 所)〒

(氏 名)

(学籍番号)

私は、次の理由により、貴学教員の指導・助言等を希望します。

## 1 指導・助言等を受けたい内容

(この内容で教員の諾否の判断が行われますので詳細に記入して下さい。スペースが不足の場合は、別紙として下さい。)

## 2 指導・助言等を希望する教員

	所属(学部・学科))	職 名	氏 名
第1希望			
第2希望			
第3希望			

**【参考】**

申込者卒業(修了)学部(研究科)・学科(専攻)等

現在の職業(会社名)・職務内容等

平成 年 月 日

## 生涯学生申込結果通知書

様

秋田県立大学長

### 応諾の場合

あなたを、秋田県立大学生涯学生として登録します。

本学卒業生・修了生等としての自覚を持ち、本学諸規程を遵守の上、一層の学修に努めてください。

なお、あなたの登録番号は「  
年 月 日」までです。

登録期間は「平成 年 月 日から平成

また、(変更)申込みのあった支援内容のうち、応諾する内容は次のとおりです。

本学図書館の利用

条件：

本学開講講義の受講

条件：

本学教員の指導・助言等

条件：

公開講座等の開催案内

条件：

本学広報誌の提供

条件：

### 却下の場合

あなたから登録の申込みがあった生涯学生については、次の理由により、応諾できませんのでご了承ください。

【応諾できない理由】

(表 面)

	秋田県立大学生涯学生
	<b>図書館利用者証</b>
氏 名	_____
登録番号	_____
有効期限：平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで キャンパス(発行キャンパス名・連絡先を記入) 〒010-0195 秋田市下新城野字街道端西241-438 TEL 018-872-1561	

(裏 面)

<p><b>【留意事項】</b></p> <p>1 図書館を利用する際は、図書館職員にこの利用者証を提示して下さい。</p> <p>2 図書館の休館日は次のとおりです。 日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 12月29日から翌年1月3日までの期間 偶数月の末日。ただし、その日が、 から までに該当するときは、その日の前においてその日に最も近い休館日以外の日 その他図書館が特に必要と認めた日</p> <p>3 利用時間は、時期によって異なりますので、直接図書館にお問い合わせください。</p>
--

平成 年 月 日

### 資料借用申込書

秋田県立大学  
 図書・情報センター長 殿

下記の図書の現物借用をお願いいたします。  
 なお、借用しました上は、責任をもって返却いたします。

太枠内をご記入ください。

借用希望資料	書名			
	編著者名			
	出版社		出版年	
	資料ID		請求記号	
借 用 者	氏名			
	登録番号			
	住所 (送付先)	〒		
	TEL		FAX	

図書館記入欄	
受付日	
送付日	
返却予定日	
返却確認日	

資料借用申込書の利用について

- ・必要事項を記入した資料借用申込書に、秋田県立大学生涯学生図書館利用者証又は運転免許証など本人と確認できる証書の写しを添付し、郵送やFAX等でお申し込みください。送付先は現住所(国内に限る)を記入してください。
- ・1冊の資料につき、1枚の申込書を提出してください。
- ・資料の検索は、秋田県立大学ホームページの「図書・情報センター」から蔵書検索(OPAC)をご活用下さい。  
<http://www.akita-pu.ac.jp/library/index.htm>
- ・図書の貸出は、逐次刊行物以外のものを3冊までできます。なお、貸出期間は2週間以内です。
- ・予約がない場合のみ、一回に限り、貸出の延長ができます(2週間)。ご希望の際はメール、FAX、電話等でご連絡ください。
- ・図書館から送付する際の送料は大学が負担しますが、図書館へ返却する際の送料はご負担ください。
- ・返却する際、簡易書留あるいは宅配便など確実に届く方法で送付してください。直接来館して返却することもできます。
- ・返却する際は、貸出時に図書館から送った封筒に入れてご返却ください。別の封筒をご使用の場合は資料が傷まないよう梱包にご注意ください。返却は、資料を送付した図書館へお願いします。

【図書貸出・資料借用申込書に関するお問い合わせ先】

秋田県立大学図書・情報センター

秋田キャンパス 〒010-0195 秋田市下新城野字街道端西241-438  
TEL : 018-872-1561 FAX : 018-872-1674  
E-mail : a\_library@akita-pu.ac.jp

本荘キャンパス 〒015-0055 由利本荘市土谷字海老ノ口84-4  
TEL : 0184-27-2049 FAX : 0184-27-2185  
E-mail : h\_library@akita-pu.ac.jp

大潟キャンパス 〒010-0444 南秋田郡大潟村字南2-2  
TEL 0185-45-2028 FAX 0185-45-2021  
E-mail : toshokan@akita-pu.ac.jp

【注意事項】～申込時等に記載いただく個人情報について～

「資料借用申込書」に記載されたあなたの個人情報は、登録申込みをいただいた方(及び生涯学生として登録された方)のうち、図書館の利用をご希望されたご本人への連絡や対応管理のためなど、生涯学生制度の実施に必要な範囲で使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

平成 年 月 日

## 生涯学生登録内容変更申込書

秋田県立大学長 様

【生涯学生】  
(住 所)〒  
  
(氏 名)  
  
(登録番号)

私は、秋田県立大学生涯学生登録内容の変更を希望しますので、次により申込みをします。

### 申込者

- 1 ふりがな :
- 2 氏名 :
- 3 電話番号(自宅) :
- 電話番号(携帯) :
- 4 メールアドレス(自宅) :
- メールアドレス(携帯) :
- 5 申込内容 :

図書館の利用		
開講科目の受講		別途、受講希望科目申込み手続きが必要です(年2回募集します)。
教員の指導・助言		併せて、様式第2号の提出が必要です。
公開講座等の開催通知		
広報誌の提供		原則として、すべての卒業生等にお送りします。

追加する内容の欄に「 」を、取消をする内容の欄に「×」を付けて下さい。

住所に変更があった場合は、現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)を添付してください。

平成 年 月 日

## 生涯学生異動届

秋田県立大学長 様

**【生涯学生】**

(住 所)〒

(氏 名)

(登録番号)

次のとおり住所等が変更になりましたので届け出ます。

**【前内容】**

(住 所)〒

(氏 名)

(電話番号)

(電話番号：携帯)

(メールアドレス )

(メールアドレス )

**【変更後内容】**

(住 所)〒

(氏 名)

(電話番号)

(電話番号：携帯)

(メールアドレス )

(メールアドレス )

現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)を添付してください。

平成 年 月 日

**生涯学生登録取消願**

秋田県立大学長 様

【生涯学生】

(住 所)〒

(氏 名)

(登録番号)

秋田県立大学生涯学生としての登録を取消して下さいをお願いします。

平成 年 月 日

**生涯学生登録抹消通知**

様

秋田県立大学長

次の理由により、あなたの秋田県立大学生涯学生としての登録を抹消しますので通知します。

**【抹消理由】**

平成 年 月 日

## 生涯学生登録期間更新申込書

秋田県立大学長 様

【生涯学生】  
(住 所)〒  
  
(氏 名)  
  
(登録番号)

私は、秋田県立大学生涯学生としての登録期間の更新を希望しますので、次により申込みをします。

### 申込者

- 1 ふりがな :
- 2 氏名 :
- 3 電話番号(自宅) :
- 電話番号(携帯) :
- 4 メールアドレス(自宅) :
- メールアドレス(携帯) :
- 5 申込内容 :

図書館の利用		
開講科目の受講		別途、受講希望科目申込み手続きが必要です(年2回募集します)。
教員の指導・助言		併せて、様式第2号の提出が必要です。
公開講座等の開催通知		
広報誌の提供		原則として、すべての卒業生等にお送りします。

希望する内容の欄に「 」を、希望しない内容の欄に「×」を付けて下さい。

住所に変更があった場合は、現住所を確認できる書類(公共料金請求書等の写し)を添付してください。